

四万十市一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する 要綱

平成17年4月10日
訓令第78号

(目的)

第1条 この訓令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び四万十市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成17年四万十市規則第90号。以下「規則」という。）第27条の規定により、市長の許可を得て一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者の許可の取扱い及び当該業務の執行に必要な事項を定めることにより、その適正な処理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物でし尿及び汚泥を除いたものをいう。
- (2) 処理業 法第7条第1項の規定により、市長の許可を得て、一般廃棄物の収集及び運搬を業として行うことをいう。
- (3) 処理業者 処理業を行う者をいう。
- (4) 従業員 処理業に従事する者をいう。
- (5) 収集車両 処理業の用に供する車両のうち、一般廃棄物の収集及び運搬のために使用する車両をいう。
- (6) 事業所 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬を処理業者に依頼する事業所をいう。
- (7) 事業者 事業所の経営及び管理の主体者をいう。
- (8) 事業場 一般廃棄物を分別する等業務のための施設で常時人を配置するもの又は営業所をいう。

(処理業者、従業員及び事業者の責務)

第3条 処理業者及びその従業員並びに事業者は、法令等に定めのあるもののほか、市長又はその職員が行う職務上の指示を守り、一般廃棄物を適正に処理するとともに、再利用等による減量化及び作業に当たって清潔性の保持に努めなければならない。

(業務の管理)

第4条 処理業者は、従業員に適正な指示を行うとともに、施設、設備、器材、要員等の正常な維持を確保し、的確に業務を行うよう管理しなければならない。

(許可の対象)

第5条 処理業について許可の対象とする範囲は、市域内における事業活動によって生じた一般廃棄物であって、市が収集及び運搬することが困難であるものの収集及び運搬に係る業務とする。

(許可の基準)

第6条 処理業の許可は、次の各号に掲げる基準に適合すると認められる者でなければ行わない。

- (1) 申請に係る一般廃棄物の収集及び運搬の業務について、市で行うことが困難であり、かつ、市の処理計画に適合するものであること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬を適確に遂行するに足りる能力を有し、かつ、従業員に適確に業務を遂行させ、及び業務上必要な諸帳簿を整備する等業務を適正に執行するため必要な管理能力を有すること。
- (3) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）

オ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（次号において「通知」という。）があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間（次号において「期間」という。）に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ 期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち、アからキまでのいずれかに該当する者

コ 個人で政令で定める使用人のうち、アからキまでのいずれかに該当する者

(4) 申請者が自ら業務を実施すること。

(5) 申請に係る一般廃棄物を適正に処分する引受施設があること。

(6) 収集及び運搬又は一時保管するに当たって一般廃棄物を飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない収集車両、運搬容器その他の運搬又は保管施設をもって業務にあたること。

(7) 収集車両を、周囲に悪臭及び汚水の漏れ等により被害又は迷惑を及ぼすおそれのない車庫等に駐車すること。

(8) 収集車両を清潔に保持しうる洗車設備を有し、又は借り入れて使用することが確実であること。

(許可の期間)

第7条 処理業の許可の期間は、2年間とする。ただし、特別な理由がある場合には、その期間を超えない範囲において市長が期間を定めることができる。

2 前項に規定する期間の途中で新たに許可の申請をした者に係る許可の期間は、許可の日から2年間とし、許可の業務の内容が期間の途中で目的を達するものである場合においては、当該日までとする。

(許可申請)

第8条 処理業の許可を受けようとする者は、規則第27条に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請書と添付書類及び図面以外に、次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収集車両名簿（様式第1号）

(2) 車庫を借り入れる場合にあつては、車庫の所有者の車庫貸付承諾書及び許可申請書の当該車庫使用誓約書

(3) 収集車両用の洗車設備の状況又は洗車設備を借り入れて使用する場合におけるその借入先及びその設備の概況を示す書類

(4) ごみ等処理受託状況集計表（様式第2号）

(5) 法により他に許可を得、又は許可を申請している廃棄物の処理に係る事業の種類を示す書類

(6) ごみ等処理依頼証明書（様式第3号）

2 引き続き処理業の許可を受けようとする者は、前項1号から5号に規定する許可申請に関する書類を、許可の有効期限10日前までに提出しなければならない。

3 処理業者が、新たに事業所の一般廃棄物の収集運搬を行う場合は、あらかじめごみ等処理依頼証明書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

（実地調査）

第9条 処理業の許可申請の審査に当たって、市長は、前条第1項各号に掲げる事項について関係職員に実地に調査させ、設備の状況その他必要事項を確認させるものとする。ただし、許可の更新を受けようとする者であって、前回と同一内容にかかる事項の実地調査については、その全部又は一部を省略することができる。

（許可証の交付及び許可の条件）

第10条 市長は第8条の許可申請を受理し、審査のうえ許可することとした場合は、申請者に規則第28条に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

2 前項の許可又は更新に当たって、市長は、許可の期間、許可の対象事業の範囲、その他一般廃棄物を適確に処理するため必要な条件を付する。

（許可証の再交付）

第11条 許可証を亡失若しくはき損した場合は、直ちにその理由を付して市長に届け出、再交付を受けなければならない。この場合において、き損したものであるときは、当該許可証を添付しなければならない。

（許可手数料の納付）

第12条 処理業者は、前2条及び第15条の規定により、許可証の交付、再交付又は事業主体の変更を受けるときは、四万十市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年四万十市条例第142号。以下「条例」という。）第26条に規定する許可手数料を納入しなければならない。

（許可証の返納）

第13条 処理業者は、事業の全部を廃止した場合は、規則第29条に規定する一般廃棄物処理業事業廃止届に許可証を添付し、市長に返さなければならない。2 処理業者が、その事業を行うことを停止されたときは、その期間中許可証を市長に返さなければならない。

3 処理業者が、事業の範囲の変更を行うことにより許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返さなければならない。

（事業の範囲の変更）

第14条 処理業の許可を受けた者が、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則第27条に規定する一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書を市長に提出し、許可

を受けなければならない。

2 第6条及び第8条並びに第9条の規定は、変更事項に係る許可基準、添付書類、変更事項の実地調査について準用する。

3 市長は、第1項の変更許可申請を許可することとした場合は、許可証を交付するものとする。

(事業主体の変更の許可申請)

第15条 個人で処理業の許可を受けている者が、第7条で定める許可期間の途中で事業主体を法人に変更しようとする場合においては、新たに設立する法人に係る許可申請を行うとともに、既に許可を得ている個人の処理業の廃止の届出も併せて行わなければならない。

(変更の届出)

第16条 処理業の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第29条に規定する一般廃棄物処理業住所等変更届を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称を変更したとき。

(2) 住所（法人にあっては、事務所の所在地又は事業場の所在地）を変更したとき。

(3) 法人の定款を変更したとき。

(4) 許可を受けた収集車両を変更したとき。

(5) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更したとき。

(6) その他市長が特に変更の届出を行うよう指示したとき。

2 前項の届出は、変更した日から10日以内に行うものとする。

(収集車両の一時使用)

第17条 処理業者が、許可を受けた収集車両の車検及び故障等のやむを得ない事情により、許可を受けた車両以外の車両を一時使用する場合においては、収集車両一時使用許可申請書（様式第4号）を事前に市長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の収集車両一時使用許可申請について、これを許可することとした場合は、関係職員は、その旨を関係処分施設に通知又は連絡しなければならない。

3 処理業者は、緊急かつやむを得ない事情により、第1項の申請書を提出することができない場合は、関係職員にその内容を電話その他の方法により連絡し、許可を求めることができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定による申請があった場合は、収集車両の一時使用の許可及び許可の条件又は不許可の旨を、文書に代え、関係職員から処理業者に電話その他の方法により通知させることができる。

(収集車両の目的外使用)

第18条 処理業者は、収集車両を他の事業の用に供し、又は他に貸し付けてはならない。

2 処理業者がやむを得ない事情により、収集車両を他の事業の用に一時供し、又は他に一時貸し付ける場合は、収集車両目的外使用届（様式第5号）により事前に市長に届け出、その承認を得なければならない。

(業務の開始)

第19条 処理業者は、処理業の許可又は変更の許可若しくは承認を受けるまでの間は当該業務に従事してはならない。ただし、許可の更新の申請があった場合、許可の有効期限の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第20条 処理業者は、事業所においてその事業活動により生じた一般廃棄物の処理の依頼を受け、これを市の処理計画に基づき収集、運搬し、適正に処分するものとする。

(分別等)

第21条 処理業者及び事業者は、処分施設の受入品目に適合するようその排出、収集及び運搬に当たって分別する等適切な措置を講じなければならない。

2 処理業者及び事業者は、できるだけ再利用の対象となる物の分別を行い、再資源化を図らなければならない。

(収集車両等)

第22条 処理業者は、一般廃棄物の収集及び運搬について、市長の許可を得た収集車両(第18条の規定による一時使用許可車両を含む。)又は運搬容器(積み替え可能なものに限る。以下同じ。)を使用しなければならない。

2 処理業者及び従業員は、収集車両が無蓋車である場合には、一般廃棄物を積載し走行するに当たって、積載物が飛散し、又は脱落しないよう措置しなければならない。

(許可車両の表示)

第23条 収集車両(第18条の規定による一時使用許可車両を除く。)には、市が許可証と一緒に交付する収集車両許可証(様式第7号)を常時備え付けなければならない。

(処理業者の表示)

第24条 収集車両(第18条の規定による一時使用許可車両を除く。)には、車体の両側に業者名を判別し得る表示をしなければならない。

(車両の整備)

第25条 処理業者は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭及び汚水が漏れるおそれのないよう常に収集車両を点検、整備し、及び安全かつ清潔に保持しなければならない。

(車両の収納)

第26条 処理業者及び作業員は、作業終了後、収集車両を市長の許可を得た車庫等に確実に駐車し、かつ、周囲に迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

(車庫等の整備)

第27条 処理業者及び作業員は、当該車庫等について悪臭及び汚水等が外部に漏出し、又は地下に浸透する等周囲に迷惑を及ぼすことのないよう常に整備し、清潔に保持しなければならない。

(帳簿)

第28条 処理業者は、法第7条第15項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の5第1項に定めるとこ

るにより帳簿を備え付け、一般廃棄物の種類ごとに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 収集又は運搬年月日
- (2) 収集先及び受入先
- (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

2 前項の帳簿は、省令第2条の5第2項の規定により、処理業者の事業場ごとに備え、毎月末までに前月分について記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿の保存は、省令第2条の5第3項の規定により、次の各号によるものとする。

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
(その他の帳簿、伝票等)

第29条 処理業者は、収集及び運搬業務に係る契約書その他事業運営の基本的事項に係る帳簿その他関係書類であつて、前条の帳簿以外のものについては、その事業年度経過後、少なくとも2年以上保存するようにしなければならない。

2 前項の帳簿に記載する事項の基礎資料となる伝票、証票書類等は、その事業年度経過後、少なくとも1年以上保存するようにしなければならない。

(報告)

第30条 処理業者は、毎月末までに前月中の一般廃棄物の収集、運搬及び処分状況について、一般廃棄物処理状況報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書の記載事項は、前2条の帳簿及び証票書類等に整合していなければならない。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条の規定により、前条の報告のほか、法の施行上必要がある場合は、事業者又は処理業者に対し、廃棄物の保管又は収集、運搬若しくは処分に関し、必要な報告を求めるものとする。

(許可の取消等)

第32条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例若しくはこの訓令又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第6条各号の条件が欠けたとき。
- (4) 許可の条件に違反したとき。
- (5) 処理業者として不都合な行為があつたとき。

(その他)

第33条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の中村市一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱（平成16年中村市訓令第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。